

寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第18号

寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 寒川町特別職の職員の給与に関する条例(昭和38年寒川町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の217.5」を「100分の212.5」に改める。

第2条 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の212.5」を「100分の215」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。